





平成27年4月から保険料が変わります。

(1人当たり月額)

😍 後期高齢者支援金以外の保険料は据え置きです。

平成27年3月まで 保険料区分 後期高齢者 3.400円 支 援 金



平成27年4月から

(参考)平成27年度保険料

(O歳~74歳)

第1種組合員 20,600円

第2種組合員 8,600円

家族 (第1種·第2種) 5,600円

介護保険料 (40歳~64歳) 3,900円

後期高齢者支援金 3.500円

※ 第1種組合員B(75歳以上) **6,000**円





春の異動シーズン到来!

取得や喪失等の届け出を忘れていませんか? 保険証の使用には 十分ご注意ください!



従業員を採用した場合や、新たに家族を加入させる場合に取得届及び住民票 の提出が必要です。住民票は同一世帯全員分の住民票謄本が必要です。 また、医師国保に加入する組合員(従業員含)の同一世帯内に市町村国保に 加入している方がいる場合、医師国保の家族としての加入が優先します。



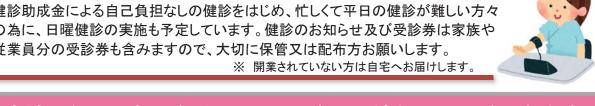
加入者の方が退職・就職等された場合、喪失届の提出が必要です。

新しい保険証がまだ手元になくても医師国保の保険証は使用することができ ませんので、速やかに返却をお願いいたします。

誤って医療機関に提示されますと、後日保険者負担分をご本人に直接請求す ることになりますのでご注意ください。

平成27年度 健診のお知らせは5月下旬に 事業所宛てに一括送付予定です。

平成27年度も被保険者の皆様が簡単に負担なく健診を実施していただけるよう、 健診助成金による自己負担なしの健診をはじめ、忙しくて平日の健診が難しい方々 の為に、日曜健診の実施も予定しています。健診のお知らせ及び受診券は家族や 従業員分の受診券も含みますので、大切に保管又は配布方お願いします。



各種申請用紙は医師国保ホームページからダウンロ・

URL: http://www.m-ishikokuho.or.jp

宮城県医師国保